

Q. 税務調査関係の法改正で知っておくべき点は何ですか？④

税務調査に関するもの以外にも、大きな改正がありました。それは、「**更正の請求の期間が5年になった**」ことです。税務調査に直接関係ありませんが、非常に大事なことなので、説明しておきたいと思います。

「**更正の請求**」とは、提出した**税務申告書に間違いがあつて、本来より多くの税金を申告・納付している場合に、「納めすぎの税金を還付してください」という手続きをいいます。**ちなみにこれとは逆に、本来より少ない税金しか申告・納付していない場合に提出する書類を**修正申告**といえます。

以前は、「更正の請求」と「修正申告」の年分はこのように決められていました。

更正の請求：1年

修正申告：5年（脱税などの場合は7年）

これはちょっとおかしいですね。同じ間違いがあつても、税金が増えるなら5年さかのぼれるのに、税金が減るなら1年しか適用できないわけですから。

この不平等が解消されることになりました。**更正の請求の期間が5年になったわけ**です。ただし、更正の請求をするのに、**新たな条件が加えられました。**

①更正の請求が5年できる年分

更正の請求が1年しかできない、5年できる区分はどこにあるかという、「**平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する**」ものです。例えば、3月決算法人であれば、平成24年5月末日（3月末から2ヶ月後）に申告期限がくるものについては、その日から5年以内であれば更正の請求をすることができますが、平成23年5月末日に申告期限があつたものについては、1年しか更正の請求ができません。

今後しばらく年数がたてば「平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する」ものばかりになりますので、更正の請求は5年間できると考えて間違いありませんが、**現時点では、1年しかできないのか、5年できるのか混在しているので注意が必要です。**

②証明する書類の提出

今後は、「**更正の請求**」をする理由の基礎となる**事実を証明する書類を添付しなければなりません。**

③罰則

わざとウソの更正の請求をして、税金の還付を受けようとした場合に備えて、**新たに罰則ができました。**

（平成25年11月掲載：この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。）